

弁護士法人東京新宿法律事務所 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年7月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 内容

目標1：育児短時間勤務制度の終期を現行の小学校修学の始期から小学校6年生修了までに引き上げ

- 従業員へのアンケート調査の上、子育てを行う従業員の仕事と生活の両立を支援するため、引き上げ期間を検討する。

目標2：育児休業を取得予定の従業員及び育児休業から復職した従業員に対するメンター制度の導入

- 育児期の従業員を対象として、メンター制度の導入を検討する。

目標3：出産や子育て、介護による退職者についての再雇用の活用

- 出産や子育て、介護を理由に退職した元従業員の再雇用を積極的に進める。